

保 発 0 3 3 1 第 1 7 号
年 発 0 3 3 1 第 9 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働省年金局長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険において保険者が算定する標準報酬月額の取扱いについては、健康保険法（大正11年法律第70号）第44条第1項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第24条第1項に基づき、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号）においてお示ししてきたところである。

今般、標準報酬月額の時決定に当たって基準となる4月から6月の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、標準報酬月額を保険者が算定することについて、以下のとおりその基準を見直すこととしたので、日本年金機構におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配意願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合について、「1 時決定」の(1)から(3)に加え、(4)として以下の場合を追加し、平成23年4月1日から適用すること。

- (4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額額の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

	現 行
<p>1 定時決定 標準報酬月額額の定時決定に際し、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第三五一条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三五一条第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>(4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 定時決定 標準報酬月額額の定時決定に際し、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第三五一条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三五一条第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>2 (略)</p>



保 発 0 3 3 1 第 1 8 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険において保険者が算定する標準報酬月額の取扱いについては、健康保険法（大正11年法律第70号）第44条第1項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第24条第1項に基づき、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号）においてお示ししてきたところである。

今般、標準報酬月額の時決定に当たって基準となる4月から6月の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、標準報酬月額を保険者が算定することについて、以下のとおりその基準を見直すこととしたので、貴組合におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配意願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合について、「1 時決定」の(1)から(3)に加え、(4)として以下の場合を追加し、平成23年4月1日から適用すること。

- (4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額額の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

	現 行
<p>1 定時決定 標準報酬月額額の定時決定に際し、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第三五一条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三五一条第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>(4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間、二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 定時決定 標準報酬月額額の定時決定に際し、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第三五一条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三五一条第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>2 (略)</p>

保 発 0 3 3 1 第 1 9 号
年 発 0 3 3 1 第 1 0 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省年金局長
（ 公 印 省 略 ）

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

標記については、別添のとおり、日本年金機構理事長及び健康保険組合理事長
あて通知したので、御了知のうえ貴下職員に周知すると同時に、健康保険組合あ
て指導に遺漏なきを期されたい。

【別添】



保 発 0 3 3 1 第 1 7 号
年 発 0 3 3 1 第 9 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働省年金局長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険において保険者が算定する標準報酬月額の取扱いについては、健康保険法（大正11年法律第70号）第44条第1項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第24条第1項に基づき、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号）においてお示ししてきたところである。

今般、標準報酬月額の時決定に当たって基準となる4月から6月の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、標準報酬月額を保険者が算定することについて、以下のとおりその基準を見直すこととしたので、貴組合におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配意願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合について、「1 時決定」の(1)から(3)に加え、(4)として以下の場合を追加し、平成23年4月1日から適用すること。

- (4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合



保 発 0 3 3 1 第 1 8 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険及び厚生年金保険において保険者が算定する標準報酬月額の取扱いについては、健康保険法（大正11年法律第70号）第44条第1項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第24条第1項に基づき、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日保発第4号）においてお示ししてきたところである。

今般、標準報酬月額の時決定に当たって基準となる4月から6月の報酬の月平均額と、年間の報酬の月平均額とが著しく乖離する場合に配慮し、標準報酬月額を保険者が算定することについて、以下のとおりその基準を見直すこととしたので、貴組合におかれては、御了知の上、取扱いに遺憾なきよう御配意願いたい。

記

保険者算定を行うことが可能な場合について、「1 時決定」の(1)から(3)に加え、(4)として以下の場合を追加し、平成23年4月1日から適用すること。

- (4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間には二等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額額の定時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

	現 行
<p>1 定時決定 標準報酬月額額の定時決定に際し、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第三五一条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三五一条第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>(4) 当年の四、五、六月の三か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の七月から当年の六月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に二等級以上の差を生じた場合であつて、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 定時決定 標準報酬月額額の定時決定に際し、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第四四一条第一項又は厚生年金保険法第二四一条第一項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 四、五、六月の三か月間において、三月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第三五一条第五項ただし書及び厚生年金保険法第三五一条第五号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 四、五、六月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 四、五、六月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>2 (略)</p>